

## 欧米で進む「経済的威圧行為への対抗策」

### ◆米国の上下両院に「経済的威圧行為対策法（案）」を提出

2023年2月8日、米国の超党派の上院議員が、敵対国（foreign adversaries）からの経済的威圧行為に直面する同盟国などを支援するため、「[23年経済的威圧行為対策法案](#)」を議会へ提出した。当法案は米国大統領に対し、経済的威圧行為（以下、威圧行為）の標的となった同盟国などに迅速な経済支援を提供する一方、敵対国に貿易制限措置を採ることを認める内容となっている。

具体的には次の通りだ。まず、威圧行為によって同盟国が逸失した輸出機会を補うため、米国は当該国からの輸入関税率を引き下げる。次に、威圧行為を行なう敵対国からの輸入関税率を懲罰的に大幅に引き上げる。そして、同盟国との貿易を促進するため、必要な輸出許可手続などを迅速化し、さらに政府系融資保証などの支援プログラムを作成するという具合だ。

当法案は大統領と国務長官に対し、敵対国の威圧行為に「効果的に」対処するため、本件につき同盟国や友好国と調整するよう指示している。これは22年10月に実施された、米国による対中国半導体輸出規制強化の流れと同じだ。2月23日には[同様の法案が下院でも提出](#)され、いずれも超党派の賛同を得ていることから、中国の威圧行為への対抗関税措置は、早々に成立すると考えた方が良さそうだ。日本は米国からの外交的圧力と、新たな貿易紛争の火種を抱えることになった。

### ◆中国による経済的威圧行為とは

当法案が敵対国として念頭に置いているのは、もちろん中国だ。上院の法案の起案者のクーンズ議員は、[上院のリリース文](#)において、「中国などが経済規模の小さい国の政治的決定を罰するために経済力を濫用しており、この行為が数十年にわたって世界の成長を支えてきた民主的な国際システムを弱体化している」と指摘し、「これに対処することが、米国の安全保障上の利益を守ることになる」と述べている。ここには、中国の影響力の強い東南アジア各国などを、米国のフレンドショアリング構想に入れる意図も透けて見える。

表は、ここ3年間で中国が発動した、主な威圧行為をまとめたものだ。記憶に

新しいところでは、22年8月に米国のペロシ下院議長が台湾を訪問した後、中国は台湾周辺での軍事演習と合わせ、魚類やかんきつ類の輸入と天然砂の輸出を停止した。台湾にとって中国は主要な貿易相手先であり、当措置は台湾経済へ十分な脅威を与える結果となった。また、20年にオーストラリアがCOVID-19の発生源調査の提案をしたことを契機とした、中国によるオーストラリア向けの貿易制限措置は、3年経った現在でも完全解除されていない。

また、21年にはリトアニアが「台湾」の名を冠した代表処の設置を許可したことから、中国による激しい貿易制裁措置が発動された。本件はEU加盟国に対する威圧行為であり、リトアニア以外のEU加盟国産品にも影響が出たことから、EUとしての対抗措置が検討され、WTOの貿易紛争処理機関の活用と、さらにはEU独自の「反経済的威圧措置法案」の審議加速につながる事となった。

表) 中国による最近の経済的威圧行為とされる事案

オーストラリア	契機	・2020年4月：新型コロナウイルスの起源に関する独自調査の提案
	措置	・検疫などを理由とした一部食肉の輸入停止 ・大麦への追加関税賦課（80%） ・木材、ロブスター、石炭などの輸入停止措置 ・ワインへのアンチダンピング関税（200%）の仮決定
リトアニア	契機	・2021年7月：首都ビリニウスに「駐リトアニア台湾代表処」設置を承認
	措置	・リトアニア製品の通関拒否と、中国港湾でのコンテナ貨物のブロック ・リトアニアが発給した検疫証明書を中国税関が拒絶 ・中国からリトアニアへの輸出通関手続き制限 ・リトアニア製部品をサプライチェーンから排除するよう、EU企業に圧力
台湾	契機	・2022年8月：ペロシ米国下院議長の訪台
	措置	・検疫を理由とした魚類、かんきつ類の輸入停止 ・台湾向けの天然砂の輸出停止

出典：各種報道をもとに筆者作成

#### ◆米中貿易紛争拡大の懸念も

EUの法案はEU加盟国を守ることを目的としているが、米国の法案は、同盟国などと連携しながら共同で自らを守る、いわば「経済版NATO」的な概念である。しかも威圧行為と対抗措置の対象は、安全保障目的の輸出管理規制と異なり、日用品を含む幅広い製品が対象になるため、企業への影響は大きい。これらの法案はWTO協定違反であるものの、WTOが貿易紛争を解決できない現状においては成立、施行されると思われる。企業としては、引き続き通商動向にアンテナを張り、欧米法案の審議状況と、日本政府の対応を注視していく必要がある。【田中雄作】